

(別紙 1－6 まさば及びごまさば対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山口県さば類中型まき網漁業

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、「まさば及びごまさば（以下「さば類」という。）」の採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

中型まき網漁業（許可省令第 70 条第 1 項に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲可能量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 山口県さば類その他の漁業

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、「さば類」の採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

大型定置漁業（法第 60 条第 1 項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が「さば類」を採捕する漁業（中型まき網漁業及び大型定置漁業を除く）。

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 本県に配分された漁獲可能量のうち、8 割（トン単位小数第 1 位以下四捨五入）を山口県さば類中型まき網漁業に配分する。
- 2 管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、さば類の回遊状況、過去の漁獲の状況等を踏まえ、山口県日本海海区漁業調整委員会及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻・統）
大型定置漁業	9 統